

濃厚接触者が自主検査により待機期間を短縮する場合について

目次

- 1. 前提……1ページ
- 2. 検査及び大学への連絡方法……1ページ
- 3. 参考資料
 - ①国が承認した「体外診断用医薬品」について……2ページ

1. 前提

濃厚接触者は、陽性者との最終接触日の翌日から5日間を自宅待機期間としていますが、自宅待機期間の短縮を希望する者は、最終接触日を0日目として、2日目及び3日目に以下の方法に基づく自主検査を行い、共に陰性が確認された場合には、3日目の登学を許可します。

2. 検査及び大学への連絡方法

参考資料①(2ページ)を確認し、国の承認を受けた抗原定性検査キット「**体外診断用医薬品**」を、薬局で購入してください。「研究用」として市販されている抗原検査キットは、国が承認しておらず性能等が確認されたものではないので、使用しないでください。

- (1) 国の承認を受けた検査キットには、必ず「体外診断用医薬品」という文言がパッケージ等に記載されているので、購入した検査キットに記載されている「体外診断用医薬品」部分を写真に撮ってください。(写真①)
- (2) 購入した検査キットのパッケージもしくは説明書等に、陽性か陰性かの判定方法が記載された部分があるので、その部分を写真に撮ってください。(写真②)
- (3) 検査キットの説明書をよく読み、陽性者との最終接触日を0日目として、2日目及び3日目のタイミングで検査を行い、それぞれの結果について写真を撮ってください。(写真③・④)
- (4) 撮った写真4点(写真①②③④)を、下記の専用アドレスまで、メールに添付して送付してください。メールを送る際は、以下の項目を明記して送信するようにしてください。
 - ・ メール表題に「学籍番号」「自主検査の結果」と記載する
 - ・ メール本文に「学科・専攻名」「学年」「氏名」「電話番号」「アドバイザー名」を記載する

連絡先

2日目及び3日目の自主検査の内容及び結果を、以下の専用メールアドレスへ送信すること。

covid19@shinonome.ac.jp (covidのあとは数字の1と9です)

- (5) 本学でメール内容を確認後、学生へメールもしくはTELにて連絡をします。必ず連絡を待って、許可を得てから登学してください。勝手に自己判断で登学しないでください。



新型コロナウイルスの抗原定性検査キットは「体外診断用医薬品」を選んでください！

「研究用」として市販されている抗原定性検査キットは、国が承認した「体外診断用医薬品」ではなく、性能等が確認されたものではありません。また、「研究用」は、新型コロナウイルス感染の有無を調べることを目的としているものではありません。

「研究用」については、あたかも国が承認したものであるかのような表示をしていた事業者に対し、景品表示法に基づく行政指導がされた例もあります。

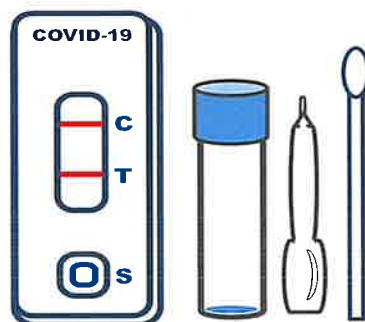
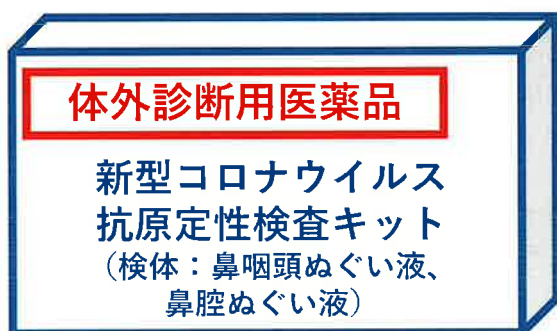
新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、受診相談センター又は医療機関に相談してください。



国が承認した「体外診断用医薬品」かどうかをよく確認してから購入しましょう！

国が承認した医療用の抗原定性検査キットは、

- **【体外診断用医薬品】**と表示されています。
- 購入を希望する際は、**取扱い薬局の薬剤師に相談**してください。



※体外診断用医薬品によるセルフチェックを行った場合であっても診断にはなりませんので、留意してください。（診断には医療機関への受診が必要です。）